

## とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会 意見骨子案

### 1 検討の視点

- (1) とちぎの元気な森づくり県民税は、林業経営状況の悪化等に伴い、森林所有者の林業経営意欲の減退や間伐などの手入れ不足等が進み、公益的機能が低下した森林が増加していること等を背景に、平成 20 年に 10 年間の時限措置として導入
- (2) 本意見（骨子）は、平成 30 年以降の県民税のあり方についての意見を取りまとめたもの
- (3) 意見の取りまとめに当たっては、
  - ・とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会における事業の検証・評価
  - ・県民、団体、市町村長へのアンケート結果などを参考に、森林・林業の現状と課題、社会経済情勢の変化等を踏まえて、現地調査を含め各委員が 5 回にわたり意見を交わした

### 2 これまでの事業の検証と評価

#### 評価委員会の検証・評価（平成 20～27 年事業）

#### (1) 総合評価

とちぎの元気な森づくり県民税事業の所期の目的は概ね達成されていると認められるものの、対策が必要とされる課題も残されている

#### (2) 事業別評価

##### ア とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業（奥山林間伐）

- ① 間伐により林内の日照が確保され、上層木及び下層植生の生長促進を確認
- ② 間伐の実施により、森林の持つ公益的機能の維持が図れたと評価
- ③ 伐採木の有効活用等、森林資源の循環利用の推進が課題

##### イ とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業（獣害対策）

- ① 剥皮防止ネットを設置した立木の被害防止を確認
- ② 野生獣被害の拡大が防止され、公益的機能の維持が図れたと評価
- ③ 事業実施森林の近隣森林への被害拡大防止が課題

##### ウ 明るく安全な里山林整備事業

- ① 藪の刈払い及び持続的な維持管理により、見通しの良い状態が確保されていることを確認
- ② 児童生徒の通学の安全・安心の確保と野生獣被害の軽減が図れたと評価
- ③ 交付金対象期間終了後における維持管理の継続が課題

##### エ 元気な森を育む木の良さ普及啓発事業

- ① 森林整備の必要性や県民税等の理解促進、森づくり活動への参加促進が図れたと評価
- ② 木材を利用することが健全な森林の維持につながることに對する県民の理解促進が課題

### 3 森林・林業・山村地域の現状

#### (1) 森林の現状

- ① 人工林の林齢構成が 45 年生以上の木材利用期にシフト
- ② 人口の高齢化、山村地域の過疎化等により、森林所有の小規模化・不在村地主化が進行
- ③ シカ等の野生獣による森林被害が増加
- ④ スギ花粉発生量の多い 30 年生以上のスギが増加

## (2) 林業の現状

- ① 戦後の木材需要の増大に応じ、木材生産（伐採と植林）と人工林を拡大
- ② 近年、木材輸入の自由化や生活様式の変化等により、国産材の需要は低迷し、価格の下落と林業採算性は悪化
- ③ 柱材需要は低迷しているが、近年、合板原料やエネルギー利用などの需要が増加傾向

## (3) 山村地域の現状

- ① 林業生産活動の低下により、林業従事者の減少、山村地域の過疎化が進行
- ② かつては薪や肥料用の落葉などの採取場として活用された里山も、化石燃料の普及など生活様式の変化や山村地域の過疎化等とともに放置され、荒廃が進行

## (4) 森林・林業が抱える課題

- ① 人工林の極端な高齢化
- ② 木材の需要構造と森林構成（人工林と自然林）のミスマッチ
- ③ 所有者や境界等が不明な森林の増加による、適正な森林管理の困難化
- ④ 森林を守る担い手の高齢化や減少

## 4 市町・県民等の意見

### (1) 森林の多面的（公益的）機能の重要度・認知度

- ① 市町村長・団体ともに、災害防止、水源涵養、地球環境保全機能を重要視
- ② 県民の約81%が公益的機能を認知し、約83%が公益的機能の低下を憂慮
- ③ 県民の約56%が、木材利用が森林の公益的機能の維持につながると認知

### (2) 県民税の必要性

- ① 県民の約64%が、森林荒廃の進行に対し「何らかの対策が必要」と回答
- ② 県民の約78%が、税負担は必要と回答
- ③ すべての市町村長、大多数の団体が県民税の継続を希望し、取組内容は見直しが必要と回答

### (3) 県民税事業で実施の必要性が高い事業

- ① 市町村長は、里山林保全、皆伐など森林資源の循環利用、獣害対策が上位
- ② 団体は、皆伐など森林資源の循環利用、林業の担い手育成、木材の利活用が上位
- ③ その他に、境界・所有者の明確化、木質バイオマスの利活用について関心が高い

### (4) 課税方式

市町村長の多くが、現行の課税方式でよいと回答

## 5 平成30年度以降のあり方についての意見

### (1) 継続の必要性

- ① 林業を取り巻く状況には明るさが見えているが、林業生産活動のみによって森林が守り育てられる環境には、依然としてなっていない
- ② 林業や森林整備・保全の担い手である農山村地域は、人口減少と高齢化の進行により、地域社会の存続の危機に直面
- ③ 引き続き、森林の持つ公益的機能を享受しているすべての県民の参加と負担により、将来にわたり森林の機能を維持向上させていく必要あり

## (2) 施策の方向性、税の使途

### ア 施策の方向性

- ① これまでの県民税事業は、林業経営の停滞等から手入れがされず荒廃森林が増えたことから、それらの手入れ(間伐)に重点をおいた事業を展開し、税導入時の目的はほぼ達成する見込み
- ② 平成30年度以降については、県民税導入時の基本理念を踏まえるとともに、森林の現状や木材需要の変化、農山村地域の過疎化の進行などの社会経済情勢が変化していることを考慮し、当面、緊急を要する対策や将来の本県の森林の姿を見通し、より効果的な事業に充てるべき

### イ 税の使途

- ① 伐採期を迎えている人工林を、資源として活用することに重点をおくこと  
→これにより、林業生産活動の活発化による森林整備の促進、森林の若返りによるCO<sub>2</sub>吸収量の増加、森林の健全性の維持等が促進
- ② 近年の木材の需給構造の変化を踏まえ、生育条件の悪い人工林の自然林化、集成材やエネルギー利用に適した樹種への転換など、管理にかかる追加費用を最小化し、持続的な森林管理が可能となるような誘導策を講じるべき
- ③ 森林資源の活用には、生産量に応じた需要の創出・拡大が必須であり、林業生産活動の活発化と木材需要の創出を両輪として進めていくこと  
→木の利用が森林保全につながることに對する県民理解を深め、身近なところでの木の利用を促進することが有効
- ④ 森林荒廃の要因には、林業生産活動の停滞に加え、獣害の拡大、所有者や境界不明森林の増加があり、対策が急務

## (3) 課税方式、税率、課税期間等

### ア 課税方式

- ・ 県民が広く均しく負担するという現行の方式が定着していること
  - ・ 徴税主体である市町が税の継続を望んでいること
- 上記を踏まえ、現行方式を踏襲することが適当

### イ 税率・課税期間

継続的かつ長期的な事業の実施に向け、具体的な事業内容・規模などを精査し、決定することが望ましい

## (4) 考慮すべき事項

- ① 林業生産活動や木材需要創出への支援は、森林所有者や民間企業等の経済行為への税の投入という側面を有する  
→必要性はもとより、投入した税によってもたらされる公益的便益(効用)を数値化して示すなど、納税者への説明責任を果たす必要あり
- ② 現在、国において、森林環境の整備や保全活動に充てる税制度(仕組み)が検討されており、これらが具体化される際には、本県の独自課税である森づくり県民税についても見直しをすべき